

## 行政常任委員会

令和元年8月26日（月）

午前9時59分開会

○三鬼（孝）委員長　おはようございます。

休会中、何かと御多忙のところ、行政常任委員会ということで御出席いただきましてありがとうございます。

きょうの議題につきましては、環境課に係る東紀州広域ごみ処理に係る中間報告と、2番目の尾鷲市土砂条例（仮称）の制定について（中間案）の説明を受けて審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長から御挨拶を。

○加藤市長　おはようございます。

本日は、皆様方には大変お忙しい中、行政常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、本日の議題につきましては、先ほど委員長のほうから御説明がございましたように、環境課から、1点は東紀州広域ごみ処理に係る中間報告について、もう一点につきましては、尾鷲市土砂条例、これは仮称でございますけれども、その制定につきましての中間案をお示しさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

説明を受ける前に、20日に常任委員会を開催した中で、文化会館の指定管理制度施設検証結果の中で奥田委員のほうから、市直営にした場合と指定管理した場合の経費の比較表を出せというようなことでございましたので、タブレットに出しておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いますし、審議につきましては、9月の議会で審議いたしたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、環境課長。

○竹平環境課長　それでは、東紀州広域ごみ処理に係る中間報告といたしまして、まず、3点ほど説明をさせていただきます。

東紀州広域ごみ処理施設の建設予定地内について、既存構造物の利用可否についての検討結果が出ましたので、まずその報告。それと、東紀州広域ごみ処理整備のスケジュールの概要案ということと、もう一つは、東紀州広域ごみ処理に係る施

設規模、ランニングコストは含みませんが、これの概算整備費について、資料を1、2、3という形で、これを準備室のほうで協議してまいりましたので、このことについて、担当より御説明をさせていただきます。

○福屋環境課主幹　それでは、東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会が設置されてから5カ月が経過しようとしております。現在の進捗状況につきまして御報告させていただきます。

1 ページの資料1をごらんください。

東紀州広域ごみ処理建設予定地内既存構造物利用可否検討報告書につきまして御説明いたします。

既存構造物の利用可否の検討に当たっては、1、必要面積、機器配置の整合性、2、既存構造物に期待できる耐用年数、3、既存構造物の構造強度の担保可否の3点につきまして、コンサルタントによる1次評価をいただき、さらにプラントメーカーによるアンケート調査を実施し、これらの結果を踏まえて総合評価を行うこととしました。

1次評価の結果につきましては、資料に記載のとおり、(1)機器配置の整合性では、ほとんどの柱通りの芯が整合しておらず、プラント設備を安全に据えつけることはできないと判断されます。

図1においては、既存設備の基礎部を活用して通り芯の異なる上物を設置した場合はくいで垂直荷重を受けることができず、基礎への荷重が大きくなること。また、通り芯の不整合からすると大部分の既存くいが利用できず、新たにくいを追加したとしても既存くいと新設くいは劣化度及び強度が異なるため、一体としての構造強度を確保した設計には大きな困難が伴うものとなります。

図2においては、既存設備を架構を含めて利用した場合、柱で垂直荷重を受けることができず、はりへの荷重が大きくなり、はりが過大なものとなり、利用は難しくなり、また、新設と既存くいの位置の不整合による強度低下対策としてくいを追加することが考えられますが、既存くいと新設くいは劣化度及び強度が異なるため、一体としての構造強度を確保した設計には大きな困難が伴うものと想定されるなどの結果となりました。

次のページをお願いします。

(2)既存構造物に期待できる耐用年数につきまして、ごみ処理施設供用年数を30年間と想定し、既存構造物の建設年から施設稼働後30年を経過すると、供用年数は70年となります。コンクリート建築物の耐用年数は50年とされているこ

とや既存構造物の外観は経年劣化が進行していることなどから、目標年度まで構造強度及び健全性を期待することは困難という結果となりました。

次に、（３）既存構造物の構造強度の担保可否につきまして、実際にそうした契約に対応して応じるか否かは事業者の意向もあるため、受注実績のあるプラントメーカーなど１６社へのアンケートを実施し、１０社から回答をいただきました。

その結果、無条件に利用可能としたメーカーはなく、条件により利用可能が３社、利用不可が７社となりました。条件により利用可能としたところも、みずから調査、検証を行って利用可能との結果を得ることを条件としておりますが、調査、検証を行うことは現実的には困難のため、実際には利用不可能との回答となりました。

これらコンサルタントの１次評価及びプラントメーカー等へのアンケート結果を総合的に検討した結果、既存構造物の利用はできないものと評価されました。この結果を受け、５市町では既存構造物の利用はできないものと判断し、今後は定期点検用地、隣接の空き地部分における施設整備の検討を行ってまいります。この定期点検用地での検討について、次回の御報告となりますが、本基本構想の中では仮定での整備方法になりますが、盛り土やピロティ構造等の浸水対策の費用、建設費及びエネルギー設備、運営費等を含めた概算のトータルコストを１１月ごろにお示しできると考えております。

続きまして、３ページ、資料２をごらんください。

東紀州広域ごみ処理施設整備のスケジュール概要案でございます。

今年度、コンサルタントに精査していただいたところ、この概要スケジュールとなり、稼働までの期間としては７年以内と考えております。

１年目にはごみ処理施設整備基本計画、１年目から２年目にかけて生活環境影響調査を実施してまいります。その後、ごみ処理施設整備運営アドバイザーの実施期間を約２年と数カ月みております。４年目には敷地造成工事、５年目からはごみ処理施設建設工事を予定しており、施設供用開始は令和８年度中になる見込みです。

続きまして、次の４ページ、資料３をごらんください。

東紀州広域ごみ処理施設に係る施設規模及び概算整備費について御説明いたします。

計画ごみ処理量の算出方法といたしまして、構成市町のごみ処理量の実績データから１人１日当たりのごみ排出量原単位を算出し、ごみ排出量原単位について、広域ごみ処理施設稼働開始年次の令和８年度末の翌年までの推計を行いました。

次に、平成３０年度国立社会保障・人口問題研究所の推計による人口に平成２７

年度実績と国立社会保障・人口問題研究所の差を補正した将来人口にごみ排出量原単位推計値を掛け合わせてごみ処理施設の計画ごみ処理量の算出を行いました。

広域化施設の場合、令和9年度における計画ごみ処理量は1万9,501トンとなっております。5市町単独の場合、記載のとおりとなっております、これらの処理量には災害廃棄物量を10%見込んでおります。

次に、施設規模の算出方法でございますが、計画ごみ処理量をもとに計算式により算定した結果、広域化施設規模としては、1日当たりの処理量73トン程度と算出されております。この施設規模については、概要スケジュールの施設供用開始が7年目の末になっておりますが、施設規模の算出年度を8年目で算出しております。

なお、翌年度の計画処理量で算出しても、ごみ量には影響がないものと考えております。

施設規模については、平成25年度から29年度の5年間の実績に基づいて算出した仮の数字となっております。この先、地域計画の提出に当たり、直近の平成30年度実績についても反映させる予定でありますので、改めて施設規模を算出し、次回に御報告させていただきます。

続きまして、5ページをごらんください。

概算整備費についてであります。他都市発注実績により、過去5年以内における50トン以上100トン未満の焼却施設の施設規模1トン当たりの建設単価は、消費税抜きで約9,100万円でございます。消費税10%を入れますと約1億円でございます。この建設単価に施設規模を掛け合わせると、広域施設の場合、約73億円となります。この費用につきましては、敷地造成費や附帯設備にかかる費用は含まれておりません。

また、5市町単独の場合、他都市発注実績により過去5年以内における15トン以上30トン未満の焼却施設規模の1トン当たりの建設単価は消費税抜きで1億1,800万円であり、消費税10%にすると約1億3,000万円程度になります。また、15トン未満の施設規模1トン当たりの建設単価は消費税抜きで1億6,700万円であり、消費税を10%とすると約1億8,300万円になります。この15トン未満の規模なんですけど、過去5年といえども普通の場所ではなく離島とか島とか北海道とかといったような場所になります。というのも、小さい規模につきましても、近年建設するのはそういう場所のところになりますので、このような単価となっております。

これら建設単価にそれぞれ施設規模を掛け合わせると、5市町単独施設の場合、

概算整備費は表1のとおりとなり、その合計は105億4,500万円で、広域化施設との差額32億4,500万円が広域化による5市町のメリットとなると考えられます。

以上が資料3の説明でございます。

最後に今後の進め方といたしまして、組合規約案、組合の概要、施設整備の方向性につきましては、準備ができた段階で皆様に御報告させていただきたいと考えております。

そして、12月の議会定例会におきまして、組合規約案の御審議をいただくこととしております。来年4月の一部事務組合の事業開所を目指し、今後も引き続き準備室で準備を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、広域ごみ処理に係る中間報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○三鬼（孝）委員長　ただいま主幹のほうから東紀州広域ごみ処理に係る中間報告の説明がございましたけれども、この件に対して御質疑がありましたら御発言願います。

○南委員　うわさでは、恐らく建屋は使えないんじゃないかというような空気が進んでおったんですけれども、改めて中間報告の中でできないということが判断されたということは、ごみ処理場の場所については5月ですか、広域で加藤市長を中心に中電のほうへ、ごみ焼き場の中電敷地内で協議に入るということで、中電の承諾を受けて今回の中間報告へ入っていったわけなんですけど、いろんなごみ処理の考え方があるんですけれども、恐らく津波、浸水域というのが一番の今回立地するに当たっての重要課題であるということで、非常に建設費も、今、73億というようなお話が出ましたけれども、恐らくかなりの、ひょっとすると100億近い額になってくるんじゃないかなという思いがするわけなんですけれども、非常に困ったなど、僕自身困ったなと思っておるんですけれども。

今回の、市長さん、建屋が使えないという判断のもとで、特に5市町の言い出しっぺの尾鷲市長としては、どういった見解をお持ちですか。

○加藤市長　この件につきましては、当初、中部電力のほうからこの建屋を使ってみてはいかがですかという打診があって、ここからスタートしたわけなんです。当然のことながら、私としても非常に期待感を持っていて、この建屋が使えるということで、いろいろ中電のほうから報告が来ていて、要するにこれが昭和62年ですか、でき上がった。きちんと耐震構造もできているし、非常に期待感があった

わけなんです。しかし、コンサルあるいはプラントメーカーとのこういう結果が出てしまったという、結論がこうなって非常に残念なわけなんですけれども、こういう結果が出てしまった以上は、建屋と3号棟はできないという判断をせざるを得ないと私自身は思っております。これは私自身というよりも、当然やっぱりそういったところで無理だというようなことを結論づけられましたら、これは諦めなきゃならないと思っております。

この件につきましても、せんだって5市町の首長会議、要するに監事会を一応開きまして、5市町の市長、町長、首長の皆さんで、使えないものだったらしょうがないなど。それじゃ、あと、どうするのかという次の議論に移ろうじゃないかというような話になりました。

当初は中部電力の跡地、あの場所で一応計画を予定しておりますと。建設予定地として一応やっているのです。その二つがだめだったらその隣の更地を、要するに津波浸水域に耐えられるようなそういう形で、まずそここのところの設計といいますか、経費等々も含めて1回それを示す必要があるなということ、今その準備段階で、準備を進めようということ、要は了解をいただいて進めよう。これは、正直言って期待が私自身外れて、私は物理的にも技術的にも、要するにハード面で非常にこういう状況だったらしょうがないと思っておりますので、次のステップへ進みたいと思っております。

○南委員 本当に市長の非常に残念であったなという気持ちがわかりますし、今のお話を聞かせていただきますと、やはり従来どおりの火力の敷地内の設置ということで、5市町のほうでは建屋の前の南向きの空き地のほうで話を進めていくのかなというような感じがしておるんですけれども、恐らくきょう、尾鷲市議会と時を同じくして紀北町さん、熊野市さん、関係の4市町が恐らくこの結果で委員会を開いていると思うんですけれども、その結果については、尾鷲市がとりあえず広域どうですかというような進め方で進んだと、リーダーシップをとったという経緯がありますので物議を醸すつもりはないんですけれども、やはり僕としたら、今のところは5市町の議会、そういった意見も大事に慎重に取り組んでいかなければいけないのかなと。現時点での判断としてそのように考えておるんですけれども、市長はいかがでしょう。

○加藤市長 南委員がおっしゃっていますように、きょう、関係5市町、委員会を開いて、この件について一応御報告をさせていただきます。今やっているのかどうか、きょうやるということでございますので、足並みをそろえるということで。

一応建設予定地としてこういう形で進めておりますので、5市町としては、要するに次のステップを考えていかなきゃならないねということで。基本的には先ほど事務局のほうから説明させていただいていますように、単独でやった場合と5市町全体でやった場合との建設費の差というのはどれぐらいあるのかということもありますし、当然のことながら、津波浸水域というようなことを考えた場合に盛り土をするのか、あるいは、盛り土プラスピロティー方式でいくのか、あるいはピロティーでいくのか。そういう建設の内容も今後、コンサル等々で相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○南委員 いろいろな意見がありますけれども、現時点ではやはり5市町の意向を見きわめながら議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしく。できるだけ安く安全なごみ焼き場として設置、立地できるように強く要望したいと思います。

以上です。

○三鬼（和）委員 一つ確認したいんですけど、建屋ということがありましたので特殊な建て方かなというので調査するということはやむを得ないかなという判断で見守ってございましたけど、候補の中に先ほども担当者からあったように、隣の点検のところの用地ということがありましたよね。でも、この事業というのは、我々おわせSEAモデルが出てきた折には、中電さんが描いておるバイオ発電と、それから、ごみの焼却施設から出る熱、これを私は共通のタービンを使ってエネルギー、電氣化するという前提があるのかなとは思っていましたが、SEAモデルのことも詳しくまだそんなに発表がない中では、中電さんは売電するということですよ。だったら、ごみ焼却場があそこの場所じゃなければいけない理由というのがちょっとよくわからない。中電さんが提案してくれたということからいったらあれなんですけど、中電さんにはまだ旧東邦の跡とか、いろいろ高台もあってするわけじゃないですか。それが隣の、今先ほども議論が出ておったように津波浸水域で整備できるかどうかということも踏まえて、ちょっとそれ、もしエネルギーの共通利用がないのであれば、もっと広い視野で立地検討すべきじゃないかなと思うんですけど、そういった議論は出ていないんですか、どうなんですか。

○加藤市長 エネルギーの供給需要ということについては、広域ごみの処理施設から排熱するエネルギーを、やはり我々としてはSEAモデルの中のAの部分のアクア・アグリ、要するに水産関係、例えば養殖とかいろんな話、水産に関して、あるいは農業、工業とかという、例えばの話。そういうものを使って、要はエネルギーと、それから、要するに企業誘致するのか、事業をそこで興して、そのコラボで

もっているいろいろ、例えば、一番重要だと思いますけれども、要するに雇用の確保とか、そういったものもきちんとやっていこうという考え方については、今、まだそれについて追求しているという現段階です。

○三鬼（和）委員　当然それは産業振興が、あそこが一番メインになるのかなと思って、それは理解するんですけど、ただ、エネルギーに関しては、私もこういった水産関係というか、エネルギーで陸上養殖なり、そういったやっている方を、研究されておる、東京の方ですけど、いろいろお伺いしたところ、余熱じゃ何もできないと。やっぱりそれを一旦電力にしないと、オールシーズン陸上でやるというか。それと、私は、陸上養殖するとき、表流水というか、海のそれも大事かなと思って、考え方的には陸上養殖するとき海の水はとらないで、新たにやっぱり無菌のものをつくってやるというのがセオリーということで、海の近くとかそんなものは余り関係ないので、深層水を使うとか、そのように新たに塩分濃度を調整した海水をつくるとかをやらないと陸上養殖をしておる意味がないということ踏まえて、それと、エネルギーは電力じゃないと、オールシーズン、調整もできないということとすると、ごみの焼却施設のエネルギーについても、限りなく電力化するということが売電するに当たってでも、後の経費、コストを下げるにしても、それが大事じゃないかなと思うと、それと中電さんのバイオエネルギーと、もう切り離れておるんだったら別にあその場所じゃなくてもいいのではないかなという考え方ができるんですけど、そういったところまでは検討されていないんですか、どうなんですか。議論はされていないんですか。

○竹平環境課長　今言われたように、まず、電力でないとなかなか難しいという、オールシーズンは対応できないよという意見でございました。

ただ、そこまで実際にごみ処理施設から電力でいけるのかどうかという議論はまだこれから先の話ですので、実際のところ、そこまでの議論はできていないという状況です。

また、ごみ処理施設、5市町でしますので、当然トータルコストを踏まえた中でランニングコスト、どういう施設がいいのかということの検討をこれからやっていく。本来であれば5市町がそろった段階なんでしょうけれども、施設整備のこういったものがエネルギーとして出せるのかというのはそこになると思うんですが、11月には、まずトータルコストとしてランニング費用と、どういうパターンで、例えば電力を使用した場合と使用しない場合のランニングとか、そういった概算のものがある程度出してお示しもできるのかなと思っておるところでございます。今、



焼却施設の考え方としてはそういう感じで進んでいると。ただ、今言われたように、そこに何ができるのかということによってエネルギーはどのようなものが必要なのかということについては、どのようなものが来るのかということによっても変わってきますし、その辺についても当然精査はしていかなければならないんですが、今のところ、その段階で焼却施設の部分と、そこを当然議論していくという細かいところまではいっていないと。ただ、大まかにエネルギーをつくっていく施設として、それが外まで、どこまで出せるかということも当然含めながら議論していくという段階でございます。

○三鬼（和）委員　きょうの説明であれば、隣の点検用地、旧4号機建設用地やったところやと思うんですけど、そこで整備できないかという、単純に施設をつくるだけの検討になってしまうと思うんですね。でも、既におわせSEAモデルは進んでおると、それから、産業振興とあわせた中、あと、中電さんのバイオ発電と一緒にのかどうか。私は余熱だけでやるのかなというイメージがありましたけど、70トンそこらは、東紀州の人口減少がありますよって、これもだんだん縮小していくとは思いますが、20年なり30年のことを考えれば、電気にして売電してフィードバックすることによってコストが下げられるということがあれば市民にとっても有益なことなので、そういったトータル的に考えたときに、単純に、次、場所に指定しておいたもので、ここで建てられないかどうかという、またここで議論して、ここがどうだった、ああだったといって次の場所ですのやったら、今回思い切ってトータル的なSEAモデルの中の位置づけも踏まえて検討されるほうが広い意味でもいいし、次から次へ単発的な審査をしなくてもいいのではないかなと。我々もSEAモデルとかいろんな話をしていろんな情報が入ってくる中で、そういうものかなと思ったときに、当初スタートしたときより知識的にもいろいろ勉強もした中で、もっと単純に場所だけのことを考えるより、トータル的なことを考えてほしいなとちょっと要望もありますので、その辺はどうなんですかね、市長。

○加藤市長　その要望につきましてはお聞きさせていただきたいと思っておりますけれども、今現状、SEAモデルの協議会と東紀州5市町のごみの分についての用途の話ですわね。これについてはまだ進んでいないのは事実でございますので、その辺も踏まえて、今後どういうふうなエネルギーを利用することによって、要はアクア・アグリの事業とどういうふうに結びつけていくかということも踏まえて。おっしゃるように、それに対する費用というのは、要するに建設費というのは結構かかりますから、それに対する事業性ということも考えていかなきゃならないし。

ただ、今のところ、順序だてからいったらそういう形になってしまいますので、とりあえず一応そのところはやっていかなきゃならないねと。

さっきの御意見については、こちらのほうとしても参考に一応聞かせていただいたと、御意見に対しては受けとめさせていただきたいと思っておりますので、今の段階でどういうふうな形で進めていくかということについては、もう少し考えさせていただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　私は、市長のほうにも中電のおわせSEAモデルの中でやるという、企業も議員として活動の中で紹介されている、そこは企業なんかも積極的にタンクなんかも再利用できないかということで、実際調査にも来て、いわゆる第三者が調査に来てくれてやっておるぐらいなのに、おわせSEAモデルの中で、やっぱり片方では統合的に考えないと、幾ら5市町でするといっても、SEAモデルの中の位置づけでやればコストが下がって有効なことができるかもわかりませんし、あと、我々のイメージでは、電気をつくるのに共通のタービンなり、いわゆる電気、ガスを使うというイメージがあるのでああいう施設の検討かなという、読みとったところがあるんですけど、そこにはもう中電さんのバイオ発電なんかは全然話に出てきていないこともありますので、もう少しおわせSEAモデルの中とか、あの場所でやるのであれば、それとの関連性も含めて位置というんですか、それをきちっと我々に実証をもって説明してほしいなということを要望しておきます。

○奥田委員　今回、タービン建屋、これ使えないと、市長は使いたいという話をしていましたけれども、コンサルというのが、地域計画と基本構想のことで今相談に乗ってもらっているコンサルのほうからも使えないという報告があったということなんですけど、この機器配置とか、三つありますよね、1次評価ということで。機器配置、耐用年数とか構造強度とか、その辺のところを検討していただいたということなんですけど、タービン建屋、私も6月議会で申しましたけど、なかなか難しいんじゃないかという話もしましたけど、市長はどうしても使いたいんだという話をしていましたけど、タービン建屋が使えないと、ごみ処理施設として使えないというのがわかったのはいつなんですか、執行部として、市長は。

○福屋環境課主幹　コンサルさん等から結果の報告を受けたのが8月になります。それをもって皆さんに御報告をしております。

○奥田委員　8月までわからなかったということですかね。ただ、考えてみますと、去年の6月議会ぐらいやったと思いますけど、議会のほうから、議員の皆さんから、ほかの議員の方から、あそこのタービン建屋って結構立派やないですか、見

た目。だもので、体育館でも使えないかという話が出ていましたよね。市役所庁舎でもええんやないかという話もありましたけど、そのときに執行部のほうから、あそこのタービン建屋を壊すんですよ、中電さん、全部壊しますという報告を受けておるんですよ、当時。それをたしか11月だったか、去年の12月議会ごろからタービン建屋を、浸水域どうのこうのという議論をしたときに、タービン建屋を考えたいと思います。タービン建屋のところともう一つのところと、発電所跡の。検討したいと思いますという話が出てきたんですよ。そのときに、何で最初に壊すと言ったのかなというふうに思ってちょっと納得いかなかったんですけど。検討に入ったら、もともと僕は、あそこはだめだとずっと言っていますけど、発電所跡地は。検討するのはいいかなと思っています。でも、あれから8カ月、9カ月たっておるんですよ。その間に、僕は一般質問を去年6月、9月、12月、この3月、6月と5回連続で一般質問をやっておるんですよ、これ。非常に大事な問題ですから、僕は山側へ持っていったらいいなということで、野球場跡とか、あるじゃないですか、そっちのほうがいいんじゃないかということでもずっと言ってきておるんですけど、いろんなまちづくりを考えた上で。市長のほうからもタービン建屋を使ったらいいんだとか、建設費が浮くんだとかいろんなことを、今考えると紛らわされたというか、いろいろ言いたいことがあるんですけど。ある意味、僕ら、振り回されているような気がしてならんのですよね。最初は壊すと言いながら使いたいんだと検討に入った。この8カ月、9カ月、何だったんだという感じで非常に振り回されている。市長は残念だと言われたので、かなり落胆されているんじゃないかと思うので余りきついことは言いたくないんですけど、それにしても、先ほどの課長の話を聞いておっても、熱利用にしても、市長もさっき言われたけど、これから、何も決まっていないんだ、シンポジウムでもそうでしょう、決まっていない。あれだけ熱利用をするんだ、あそこじゃないとだめなんだというふうなことを言われて、建屋も使うんですよみたいな話をずっとされてきて、建屋が使えないと。今後、盛り土にするのか、ピロティーにするのかという話がありましたけれども、それも費用がかかることじゃないですか。きょうの話だと、これまでは66億円と言っていたのが、これ、整備費用、土地代も含めずですよ。66億円と言っておったのが73億円かかるんですよという話ですよ。だから、本当にさっき南委員が言われたように100億かかるんじゃないかという、この財政危機の中で、盛り土をするんですか、ピロティーをつくるんですか、わざわざあの浸水域にという思いは、やっぱりどうしても持ちますよね。なぜあそこにあんなにこだわるのと、さっ

き三鬼委員も言われたように、こだわる必要がないじゃないですか、熱量とかを考えたら、もう関係ないんでしょう、バイオマスとセットじゃないということですからね。そうしたら、建屋も使えないということであるなら、それでもまだあれですか。

一つ聞きたいのは、発電所跡ということで今候補地を挙げていますよね。執行部としてはどうなんですか。発電所跡に建屋の部分のところと建屋じゃない部分のところ、2カ所候補地を出しているんだよということなんですか。それで今の1カ所の建屋が無理だったからもう一カ所のところをさらにまたこれから検討していくという理解でいいんですか、そういうことなんですか。

○加藤市長 中部電力跡地に、住所は忘れたんやけどあの場所に、我々としては建設予定地としたいということですから、あそこのところにはタービン建屋と、要するに建屋と3号タービンと更地の部分、この3カ所の中のいずれかでということで、あの場所でやりますということを申し上げたわけなんです。その中で出てきた話が、要するに、建屋の五十何メートルあるところで1回ちょっと検討しませんかということが中部電力のほうから打診があって、それは非常にいいことですねということでこれが検討段階に入ったという話なんです。ですから、あくまでも、あの住所、何と言ったっけ。あそこの場所でということですから、それは全然間違っていないのでね。

もう一つ、さっき奥田委員がおっしゃっていました。当初はそこで、要するに中部電力跡地でごみ処理施設をつくりましょうと。あそこは海拔が4メートルちょいしかないから、当初は7メートルぐらいの盛り土をして、その上にごみ処理施設をつくりましょうということで、何とか浸水域を免れるんじゃないかという、当初の案はそうだったね。それがそういう話になってきたので、それも検討する余地は十分あるねということで、それを検討して、結果的にそれが構造上いろんな理由でだめになったというのが今日まで至る話。我々としては、その部分が使えなければ、もう一つの候補地である更地部分について検討する必要があるのではないかという段階に至っているというところでございます。

○奥田委員 ただ、今後また発電所跡のタービン建屋が使えんということだったのでそこは消えたと。あとの更地の部分、更地の部分が2カ所あるのかな、1カ所やね。3カ所って言われたけど、あと1カ所ね。建物が2カ所か、だから、3分の2は消えたということ。あと1カ所ですよ。ですので、そこを検討していくということになるのかな。

それにしても、執行部に、僕、申し上げたいのは、よくわからんのですよ、あやふやな構想、S E Aモデルもそうなんですけど。市長は熱利用というだけで、じゃ、どのぐらいかかるんですか、どういう仕組みなんですかという、いや、決まっていないうんですよと言われるでしょう。S E Aモデルのことを聞いても、いや、これからなんですと。何も決まっていないうんですけど、すごく壮大な計画がぼんと挙がってきておるのやけれども、それに夢や幻想は描けるんだけど、幾らかかるんや、果たしてと。今回、73億って物すごい金額ですよ。僕、財政に1回確認したときに、66億でもぎりぎりですよ。熱利用とかそんなこともなかなか難しいんじゃないかということ聞いたことがあるんですね、以前。それがまた73億円になって、あと、熱利用はどうするの、発電ということにするの。発電ということになれば市長が言っていた熱をそのまま民間に使ってもらおうとかそういうことが難しくなるでしょう、発電だったら。別にそうじゃなくてもいいじゃないですか、近くになくてもいいでしょう、先ほど三鬼委員が言われたようにどこでもいいじゃないですか、あそこにこだわる必要はないでしょう。そういうふうになると、本当によくわからない。あなた方の説明というのはいつも曖昧なんですけど、きちっとした数字をもとに、11月に概算を示すと言っているけれども、でも、概算を出しておかなあかんですよ、今の時点で。今の時点である程度の概算が出ていないといけないうんですよ、73億以外で。出ているのかもしれない、出ているのに言わないのかもしれないけれども。だから、そういうことをどんどん情報開示してください。曖昧な説明はちょっとやめていただきたいですけど、その辺どうですか、市長。これからもあやふやな説明ですつと行かれるんですかね。

だって、僕は非常に怒りを覚えています、タービン建屋、8カ月、9カ月も引っ張られたもん、これに。何を言っても僕は無理でしょうという話もしたけどね、僕、6月議会でも。これに引っ張られた、かなり。無駄な議論をしましたよ、無駄な議論を、市長。無駄な議論をさせてもらいましたね、これ。

○加藤市長　　まず、ここの可能性を追求したということについては、私は十分意義あるものだと思っています。結果的にだめであったという結論に至ったのは、僕はだから残念だと言うの。しかし、我々としては、計画の上では、この5市町の一部事務組合の準備会を来年3月、本年度中に一応構想を立てながら来年の4月1日に一部事務組合を立ち上げるという計画のもとで進んでいる分については、何ら変化はないと考えております。それまでにきちんとつくらなければならないと。ですから、この部分についての11月ぐらいに大体の話についてははっきりしなきゃな

らないという、事務局のほうから説明がありましたけれども、まさしくそのとおりだと思っております。

○高村委員　　今までの議論を聞いていて私は思ったんですけど、場所に関しては白紙に戻ったと私は思います。ただ、中電の土地であれば、基本は中電の土地ということなんやけど、野球場に関しても中電の持ち物です。ですから、その一つとしても、そういう場所も頭の隅っこに置いてもらいたいと思います。まず、熊野の議員はこう言っていました、絶対にコストがかからないようにしてほしいと。どこもかも財政が厳しい折、なるべくなら、どない場所にしたら安くできるのか、そういうことを一番に考えてほしいということです。

○加藤市長　　ですから、今回の大きな5市町が共同でこういうごみ処理施設をつくるということについては、当然、委員がおっしゃるように、建設コストをいかにして安くしていくかという、このことに尽きると思っております、正直申しまして。ただ、今は概算で1トン当たり1億円かかって、73トンだから73億という数字の見通しだけをあれしましたけれども、これについては、当然これから精査していかなくちゃならない段階ですので。ただ、やっぱり数字というのは一旦ここではっきりした分については申し上げないとだめだと思います。委員がおっしゃるように、投資コストをいかにして安くしていくかという。ただ、ここでお示ししていますように、5市町それぞれが単独でいった場合には、数字的な状況で申し上げますと、単独でいったらトータルで105億かかると、共同でやったら73億、この辺のところを目安にしながら、いかにしてコストを下げっていくかということは当然の責務だと思っております。

○高村委員　　基本的には盛り土なんかをして要らん金を使うんじゃないしに、やっぱり今あるところで高さのところを考えたらいいんじゃないかと思うんです。私の意見も一つ頭に置いておいてください。

○加藤市長　　おっしゃるように、盛り土をなくしてそういう事業をやるのが一番いいと思います。今回の場合には連携というのがありますので、当初のSEAモデルというのは、エネルギーを軸にしながら、いかにして産業を発展させるかという大きな命題があるわけなので、命題は僕は崩すわけにはいかないわけなんです。ですから、やっぱりその辺のところの工場誘致にしろ、一旦工場を建てかえて誘致をしながら、どうやって雇用を創出するかという、これの方針を今私は曲げるわけにはいきません。だから、そのためにも、やはりごみ処理施設はそのエネルギー源であるという認識のもとで進めていかなきゃならない。そのために盛り土、あるい

はピロティーでいく、その辺のところをどうやって事業でもって解消するかということも考えていかなきゃならないと思っています。

○三鬼（孝）委員長　市長、ちょっと確認したいんですけど、今、高村委員の発言の関連性。2市3町で3月27日か、合意書が交わされたでしょう、中電の跡地でやるという。その合意書の確認なんやけど、建屋を条件にした合意書じゃないんでしょう、当然。

○加藤市長　合意書の中では、さっき申しましたように国市の場所ですね。あの場所でやりたいと。それについて結構ですよという話。その中には建屋の部分、67メートルの建屋と3号タービンの部分と更地の部分、このあたりということ、ここの部分でということをお互いに交わしたわけなんですね。だから、その中の一つであると。

○仲委員　中電の建屋が使えないというはっきりした判定が出たという中でいろいろな意見が出ておるんですけど、5市町の関係もございまして、この際、再度確認をしていきたいんですけど、広域ごみ処理施設建設予定地は松泉町1丁目1番地の中で今後も検討していくということによろしいですね。そこらを市長、はっきりお答えください。

○加藤市長　当然のことながら、今現状はその場所で検討はしますけれども、ほかにいろんな形の中で変更せざるを得ないケースの場合もあるやもしれません。それはどういう面なのかということ、やはり建設コストとか、そういった方面だと思います。これはやっぱりもう一度。ただ、今の段階では、今設計段階にこれから進めていきますと。これがどれぐらいかかるのかというような話になります。

○仲委員　今の市長の話では、建設コストによっては場所が変わる可能性がある。そうすると、SEAモデルの関係も含めてそれは検討する、今までもいろいろな意見が出ていますが、そこらもはっきりしていただかないと審議できん部分もございまして、SEAモデルと建設コスト、全てのことを含めて今後、1丁目1番地が違うところになる可能性もあるということで確認したらよろしいでしょうか。

○加藤市長　当然、SEAモデルの今の関係の中では1丁目1番地、あそこでやるという話になっているわけなんですけれども、それが莫大にそこを使うことによって費用がかかり過ぎるというような話であったり、一方では、もう一つ、何度も申し上げていますが、市モデルの関係ということについては、工場との、要するにアクア・アグリとの連携なんですね。これを前提としたSEAモデルですので、これを崩すわけにいかないでしょうと。だから、その辺のところも十分、SEAモ

デルのほうとの協議というのは絶対必要であると。ですから、そういうことをトータルで考えた場合には、もしかしたら場所の変更というのもトータルで考えたらあり得るかもわからないということです。ですから、今の段階においては、私としては、現状、事務局が申しあげましたように、今の1丁目1番地で設計を一応立てると。11月にその辺の概要を御報告しますということはそういうことだと。

○野田委員　いろいろ話を聞かせていただいたんですけれども、建屋の活用ができないということであれば、もっと柔軟性を持って、市長の意見というか考えは十分わかるんですけれども、先ほど三鬼委員がおっしゃったような形で、もう一度、再度土地の有効活用というものの見直しを図るということは必要じゃないかということをつけ加えたいと思うんですけれども。僕も一般質問をしていますので、それはちょっと除きますけれども。その中で、5月でしたか、市町の首長さんが集まって現地を視察した中で、新聞に載っていた記事なんですけれども、御浜町の町長やったと思うんだけど、意見の中で、議会や町民に説明するためにも、かさ上げや施設利用などの前提を設けず、いろんな場合を比較した資料が必要だということをやっていたと思うんですけれども、そういう面から、首長がいろいろ心配していることとかも含めて、やっぱり再度見直しをして、より公共事業、市広域がやる事業の社会性という部分も十分ありますし、先ほど市長が言ったSEAモデルの関係もあると思うんですけれども、そこでやるという部分と、もう一つ、片側には三鬼さんが言ったような形の部分も含めて検討する余地があるのじゃないかと思えますけれども、その点、十分わかります、要望だけしておきます。

以上です。

○村田委員　先ほどから市長はSEAモデルとセットのような形で言われておるんですけれども、これは5市町が了解をした上なんですね。そういうことでやっているんですけれども、ちょっと気になるのは、先ほどから今は今はという言葉が使われますけれども、何か将来変わることを視野に入れてやっておるのかなという気がせんでもないんですけれども、しかし、それはそれでいろんな関係上変わることもやむを得ないということでしたら、これは仕方ないと思うんですけれども、しかし、仕方ないけれども、それで変わったときに、こちらはエネルギーを核にしてSEAモデルを展開するんだとってSEAモデル事業のほうはやっている。先ほど、エネルギーに限らんのだというようなことをちょっと市長は言われましたけれども、じゃ、SEAモデルの中で、今現在何も決まっていないうちで、今後、SEAモデルをどうやっていくのかということもやっぱり視野に入れて考えておるんですかね。



もし他所に移るのであれば、S E Aモデルはがらっと変わってくると思うんですけどもね。その辺はいかがですか。

○加藤市長　今の現段階ということをよく言いますけれども、言えることと言えないこととあるわけなんです。しかし、いろんな多方面にわたっているいろいろ検証、検討、あるいはいろんなところで協議を行っているという事実は申し上げておきたいと思います。

現状の中で、先ほども申しましたように、我々としては、先ほど委員もおっしゃっていますように、5市町のごみ処理施設は、中部電力跡地で建設予定としてやるという協議は一応なされて、そこでやりましょうと。それについて、尾鷲市には中部電力5市町のごみ処理施設だけじゃなしに、全体のS E Aモデル計画ということについてこういうふうにして考えております、これでよろしいですねというような話は、全ての5市町の首長に了解をいただいているという事実は、改めて御報告したいと思っております。

その中で、今の状況の中で、ここでお話しできるということは、まず、建屋が使えなかった、タービンが使えなくなった。だから、一応原則として、我々としては、その部分の更地の部分で一応設計をするべく検討しましょうということを申し上げているわけなので。その辺のところが進展すれば、また御報告等もやらせていただきたいと思うんですが、現段階ではそこしか今考えてはいないんですよ、発表できることは。

以上でございます。

○村田委員　よくわかりました。

もし、ピロティ構造とか盛り土ということで検討して今からやっていくということですけども、費用の面がかかってくるんですね。そうなった場合に、先ほども話がありましたけれども、他市町は少しでも安く上がったほうがいいと。これは尾鷲市にとっても同じでしょう。ですから、その辺の費用面のこともあって検討しなければいけませんけれども、その結果、もしその流れがあって他の場所に移らなければいけないということになれば、これはまたS E Aモデルだけではなしに、移ったところの調査からまた、一からやり直すんですね。ですから、今ここに行程表、令和8年度までに供用開始ということになるんですね。令和8年で供用開始ということになっていますけれども、その計画が延びていくということは考えられるのですか。その辺はいかがでしょうか。延びるんじゃないですか。

○加藤市長　今のスケジュールの概要については、令和8年度中に供用を開始し

たいというところでございます。それ以上のことは申し上げられません。可能性としていろいろあるかもわからないですよ。我々はやっぱり、これがこうだからどうのこうの、じゃ、あと1年延ばしましょうか云々とか、それは言えないと思うんです。とりあえず令和8年度中に供用を開始したいという、これを目標にしながら全部詰めているわけなんですよね。そういうことでございます。

○村田委員　それはわかりますけれども、先ほど、市長の言葉の中に、いろんな状況の中で場所はここから変わるかもしれないということをおっしゃったんですね。言われると、そこへ変わったら当然一からまた調査のし直しですから、令和8年に供用開始と、予定はそうでしょうけれども、そのスケジュールも延びる可能性があるということで我々は理解したらいいんですね。

○加藤市長　もし万一そういう交渉が長引いて、要するに場所の設定用地が現場所では設定しにくい、他の場所もあり得るかもわからないということになれば、委員おっしゃるようないろんな調査、あるいは中身の検証等々、そういうことをやっていかなきゃならないですから、当然そういうことになれば、延びるやもしれないけど、何とかこの範囲内で、ある程度、このスケジュールについては概要ですので、どれだけのアローアンスをもってやっているかわからないですが、今の気持ちとしては令和8年度中にやりたいという思いで計画を立てたわけなんです。

○村田委員　言葉尻を捉えて言うとおるように思われると大変申しわけないと思うんですけれども、じゃ、市長、いろんな議論の中で他所に移るかもしれないときもあるかわからないというようなことは、やっぱり今の段階では言っていたかないほうがいいんじゃないですか。今のところでやっていくんだと、とにかくやるんだというんだしたら、そういう言葉を言われるとどこかへ移るのかなという感じがしますからね。どこかへ移ったら、現在の場所で矢浜公対協にしても一応納得をしておるわけですから、場所が違うところになれば、ほかの委員が言われておるけれども、東邦のほうへ行きたいんでしょうけれども、そこら辺の行くとしたら、やっぱり公対協との話がどうなるんかという、根本的にいろんな条件が違ってきますから、その辺のところがありますから、現在のところ、令和8年で供用開始をするんだという計画でしたら、一切今のところはよそへかわることはないでしょうというようなことは言わなくてもええですけれども、そういうことをにおわさんでもええんですよね、現在のところで今のところは話すなら。

○加藤市長　おっしゃるとおり、そのつもりでおりますけれども、皆さんからいろんな期待感を持った御質問等々出てきますので。ただ、今の現状からいったら委

員おっしゃるような状況で進めるつもりでおります。ただ、万一の場合の話もいろいろ出てきておりますので、その辺の考え方というのを申し上げただけでございます。

○小川委員　　以前市長は、万が万が一のことがない限りは移らないというような話をしておりました。今はちょっとわからないというのは、トーンがちょっと低くなってきたなというような感じで。もしあっちへ行った場合、熱利用で循環型ができない場合というのは、補助金関係とか、どうなるのかとちょっと心配になるんですけど、どうなんでしょうか。

○竹平環境課長　　今のは循環型社会の交付金制度のことなので、私のほうからお答えさせていただきます。

とりあえずごみ処理焼却のごみ処理施設なので、とにかく交付金に交付率が該当する形で、エネルギーをどういうふうな施設の利用なのか、それが施設内だけで、例えば冷暖房だけだと回収率が足りないということであれば、それは何か違うものに対して使っていかなければならない。また、余熱等を利用したものは含まれるということなので、それは余熱利用というふうな通常の考え方でやっています。それ以外に、例えば言われるように発電とかとすれば、当然回収率は十分回収できますので、それは問題ない。ただ、今施設としてそこまで決まっていけないので、それらを含めて施設の整備計画のときにそのようになるので、ただ、循環型社会の交付金制度を活用する以上は、エネルギーを必ず回収する仕組みはつくり上げていくということになります。

○小川委員　　万が一、山のほうへ行ったとしてもそういうふうにやっていくということですよ、熱回収できるように、循環型でできるということですよ。

○竹平環境課長　　施設をつくるという意味では、必ず循環型社会交付金制度を活用しなければ交付金はもらえませんので、それは場所云々という話ではなしに、必ずそれはつくります。

○三鬼（和）委員　　先ほど、村田委員の話でも仲委員の話でもそうなんですけど、松泉町1丁目につくるということで我々調査していただいたということは理解しておるんですわ。じゃ、建屋がだめだったらということでも話はわかるんですけど、ただ、例えば、平地であったら浸水域にしようと思ってそこへ盛り土してとかといったら天守閣みたいなごみ焼き場をつくるわけで、市長のほうが我々より経済のプロというんやで、そういったコスト的なものもわかると思うので、我々はそういう調査だけやるのはやぶさかじゃないかなということで、トータル的な調査をされ

ばどうなんですかという、1丁目につくるということは理解しておるんですけど、議論したことは。ただ、建屋、先ほどの市長の話でも、今の建屋の中のタービンが使えるがごとの返事をしていましたけど、あれは全然、バイオとかごみ捨てにしたら別のタービンをつくらなくちゃいけないわけですから、そういう意味でバイオとごみ焼き場の共通タービンができればコストを下げられるのかなというイメージがありましたけど、今の話の中では、中電さんは売電するってはっきり言っていますし、ごみのほうもそういった熱利用なんか、電気にかえて、電気利用なんかにしても、どっちにしてもエネルギーの再構築のごみ焼却場にせんならんということやもんで、別段コストのかからない、中電さんが土地を整備までしてくれるわけじゃないので、中電さんで御理解いただければ、コストが下がって浸水域じゃないところでやっても産業振興の熱利用は十分、先ほど言いましたように、例えば陸上養殖をするのであれば海水をとらなくてもいいわけですから、別段今の1丁目1番地じゃなくてもできるという、商工会長さんの理解さえあれば。そういったトータル的な議論をすればいいだけですので、おわせSEAモデルの中でもう一度エネルギーとかコスト的なものも含めて、安く上がるような形で再検討するのだったらそちらのほうをすべきじゃないかなという提案をさせていただいたんですけど、そういった考えについてはどうですか。

○竹平環境課長　　今現在、5市町の会議を持ってしまして、それで、今、国市松泉町の中でやっていくということで、5市町としてごみ焼却場の案をどういうふうな形でしていけばいいかということをお今検討しているところでございます。ですので、当然今はこの建屋、利用ができないということなので、定期点検用地の中でどういうふうな形をすればよいかということが5市町の首長会議の中で、次の段階ではとりあえずは概算を、当然、建設費だけではなく、やはりランニングも含めてトータルコストの中でどういった考えができるのかということをお概算費用も含めて精査していくという形で、今、5市町の協議はとりあえずそこで終わっております。

　　今言われたような建設コストがかかるという、当然そういう意見が各委員さんの皆さんからいただきましたので、そういう意見を踏まえた中で、そういうことを各市町にこういう意見があったということをお伝えさせていただくということになると考えております。

○奥田委員　　国市松泉町ですか、1番地地内ということで、5市町でも合意されているということなんですけど、ここで。それで、さっき村田委員も指摘していましたが、市長は、今はここで検討すると、今はという表現を使って。場所の変更

の可能性があり得るという話が、非常に驚いたんですけど、変更があり得るって。さっき小川委員が言われたように、僕は去年11月から委員会で、12月の議会の一般質問でもそうやったと思いますけど、僕は場所を山側でいいんじゃないかという話をしたときにも、いや、ここの国市松泉町1番地、ここだと。万が万が万が一のことがない限りここやと。ということは、万と万と万を掛けると、1万と1万と1万を掛けると1兆ですよ。1兆分の1の確率じゃないと変わらないんだと。1兆分の9,999億9,999万9,999の確率でここでやるんですよと言われていたのに場所の変更があり得るということが発言されたことに対しては非常に驚きました。だから、この何か月間議論してきたけど何だったのかなと。さっき申し上げた無駄な議論をずっとしてきているわけなんですけれども、建屋も難しいんじゃないかという話を6月議会にさせてもらったけれどもやっぱり使えないと。こういう無駄な議論をずっとしてきているわけですよ。さっきも村田委員は場所の変更があり得るということは今言わんでもいいんじゃないかと言われましたけれども、僕はこの、課長もまた重ねてトータルコストがどうのこうのと言われたでしょう。盛り土をしたりピロティーをつくったりしたら、さっき高村委員も言われたように、余計にお金がかかるのはわかっておるじゃないですか。誰が見たってそうでしょう、余計な費用がかかるわけでしょう。わからんですか、それが今。僕は、市長が今言えることと言えないことがあるんですよという言葉をよく使いますが、今わかっているんだったらやったらどうですか。無駄な議論をしていたら令和8年に間に合いませんよ。無駄な議論をしないで早目にかじを切ったほうがいいと思うんですよ、僕は。無駄な議論はやめましょうよ。課長もそう思いませんか。わかるじゃないですか、ピロティーをつくったりとか盛り土をすると余計なお金がかかるって、わからないですか。

○加藤市長　正直言って、僕は無駄な議論は一切していないと思います。今回の場合、いろんな可能性を迫いながら、結果としてこの建屋が使えなかったというのは残念なんですけれども、議論はしてきて、いろんな調査もしてきて、これは無理なんだなと。ここの1丁目1番地についてはこれからやっていくと。しかし、それについても、万に、先ほど、皆さん方に申し上げますように、5市町については、やはりトータルコストをいかにして下げていくかというような話で今進めておりますので、当然そういう形になれば、ピロティーあるいは盛り土、それを含んだ形の中でそれぞれの首長の判断になろうかと思っております。そのための概算として73億と105億の違いというのは万が一に示させていただいたと。今回の場合

の問題については、あくまでも我々は盛り土をどうのこうのしたとしても、そこにかかる建設コスト、プラスアルファとしての投資コストですね。それに対して、今後の事業の発展性という、それは連携性の話なんですね。要するに、陸上養殖なり農業工場なり、いろんなものを今想定しながら商工会議所を中心としたAのほうで今検討はしていると。そこに対する事業性を考えながら、最終的にどれだけの雇用が生まれるのかということ、それについては、投資コストに対して事業の分のプラスアルファのほうがかかり反映されるという、そういうことを追い求めていきながら今議論しているというような話ですから、決して無駄な金ではないと思っております。

○奥田委員　市長、さっき申し上げたように、陸上養殖とかそういう話がありますよね、連携どうのこうのとも言いますが、だったら具体的にもっと話を出してほしいんですよね。構想段階で熱利用をどうするかも決まっていなくて、幾らかかるかわからないという議論が、それ自体が無駄な議論だと思うんですよね。市長は一切無駄な議論はしていないと言いますが、市長が曖昧な話をするから、具体的な話がないから余計に無駄な議論を僕らはしているんですよ。市長がはっきりしたことを言ってくれたら、今回でも、すぐかじを切ったら済む話なんですよ。また無駄な議論をしなあかんのかなという気がするんですよ。

僕は、本当にさっきの話ですけれども、もう候補地を決めたんだと。変わる予定はないんですかと言ったら、万が万が万が一のことがない限りここでやるんだと僕は言われて非常に悔しい思いをしているんですよ。市長、今回さらに悔しい思いをしていると思いますけど、タービン建屋が使えなくて。僕は市長にそうやって言われて物すごく悔しい思いをしています。そういう議論が何か月も何か月も1年近くあって、去年の2月かな、一部地元紙がここに決めたと、尾鷲市は決めたと報道して、いつ決まったんだろうと。そういうことで僕らも議論をずっとしてきたわけですよ。市長がはっきりしたことを言わないし、曖昧な説明しかしないし、これが僕は無駄な議論やと僕は思いますけどね。市長が一切無駄な議論をしていないということで、そういう認識ならそれで構いませんけど、スケジュールも考えたら、やっぱり早目にかじを切って進めていくことを考えてほうが僕はいいと思いますけどね。

○加藤市長　確かに具体的にどんどんどんどん進めていかなきゃならないという思いは十分持っています。やはりこういう事業においては、最初から細かくどうのこうの、かじを切ってどうのこうのとやっていくというのは非常に難しいわけなの

で、いろんものを協議しながら、いろんな交渉もしながら、いろんな調査をしながら、やっとやっと方向性が狭められてきたというような思いですので、今後はやはり委員がおっしゃっていますように、そういう方向できちんとしたかじ取りをやっていかなきゃならないと。ある程度ここへ来て2年ぐらい、広域ごみの話はずっと進んでおりますので、ある程度具体的な方向に今後進めていかなきゃならないと思いますし、先ほど申しましたように来年の4月には一部事務組合を立ち上げなきゃならないですから、そのときにやらなきゃならないということはしっかりと受けとめておりますので、もっとアグレッシブにやっていきたいと思っています。ありがとうございました。

○楠委員 各委員さんもいろんなことをお聞きして市長が答えているんですけど、可能性を追求してきたことについては別に問題はないかなと思うんですけど、公共施設のあり方として、新設するものについては、あくまでも1カ所に固執することなく、数カ所を選定してイニシャルコストも含めて考えなきゃいけないだろうと。今回の市長が1カ所に固執しているので私が気になるのは、やはりそこに施設を建設すると、浸水域がありますから、各委員さんが言っているように盛り土の問題があるだろうと。それと、一番怖いのは、あの土地が液状化の問題でどうなんだろうと、そうするとコストがかかるということ。もう一点は、土質の調査をやるはこのスケジュールでは多分無理だと思うんですね。あわせて、今度数カ所を検討した結果、ここはコストが安いんだとなればアセスメント調査もそんなに難しくないんだろうけど、次に行ってダメだった、次に行ってダメだったらこの概要案で言っている令和8年どころか令和10年とか20年とかいう話になる可能性は十分あるんじゃないかと思うんですよ。その辺をもう少し考えて、イニシャルコストもランニングコストも、それからリスクマネジメントも含めて総合的に判断するよう考えてやっていかないと、発生主義は別に悪いことじゃないんですけど、しっかりその辺を考えて、数カ所をモデル地区として検討してみた結果、ここはコストが安いんだと、対外的にも市民にも説明できるんだということをやらないと、きょう話をした内容であしたやってみたらまた違ったので、また次のところにします、何年かけてもいいんだったらそれで私は別に文句は言いませんけど、それって実際に広域連携でやろうとする事業として成立するのかなどうか、その辺の市長の考え方を聞きたいと思います。

○加藤市長 今回の場合の国市のところ、私としては非常に建屋については中部電力からの推奨もあったので、これで行けるという思いはあったわけなんですよ。

ただ、これがだめになった場合には、場所を設定しながら最終的には更地というのは、もとに戻ったということなんですよね。当初は、更地の部分から7メートルの盛り土をして、そこへ広域ごみ処理施設を、何度も申し上げますけど、やりましようという提案の中から新たな可能性を追求した新たな意見を頂戴したので、これはやっていかなきゃならないなというような話。そういった中で、更地でいった場合にいろんなコストの面とかどうのこうのということをおっしゃっていただいていますので、それはやっぱり、まず11月までには設計をきちんとしながら、どれぐらい概算数字としてイニシャルコスト、投資コスト並びにランニングコストがどれぐらいかかるのかということを示しましょうというような話は進めていきたいと思っております。ただ、その辺のところのいろんな話を、議会で話をするべきなのかどうかかわからないけど、いろんな話が耳に入るんです。これはやっぱりいろいろ考えていかなきゃならないなということで、今言えることと言えないこととありますねということをお願いただけで。だから、要するに僕としては、今、国市の1丁目1番地のところで一応設計としては考えていきたいと思っております。

○楠委員 御回答ありがとうございます。

私は、もう一個追加したいのは、やはり比較検討をして、議会であれ市民であれ、執行部もそうですけど、ここが最適なんだということをマトリックスで見られるようにしておかないと、説明責任と最終的に予算を認めた議会の責任というのは当然出てきますので、予算を認めて執行部がどうのこうのじゃなくて、あくまでも議会の責任なので、その辺はしっかり提示してもらわないと、予算案ができたときに賛同できるかどうか不安になるんです。その辺は市長としてしっかり理解してほしいなと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 答弁はよろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで東紀州広域ごみ処理に係る中間報告について、審査を終了いたします。10分間休憩します。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午前11時30分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。



それでは、2番目の尾鷲市土砂条例（仮称）の制定について（中間案）を審議していただきますので、説明を求めます。

○竹平環境課長　それでは、資料の6ページをごらんください。通知いたします。

本条例につきましては、まず、中間案を報告させていただくということで進めておりました。今回の中間案の内容といたしましては、項目ごとに条例に盛り込んでいく内容とその補足等について記載してあります項目ごとの内容が条例本文となり、条例案となる予定でございます。

それでは、資料によって説明をさせていただきます。

まず、条例制定の背景及び目的につきましては、6月議会でも説明をさせていただいたとおりでございます。現在、三重県におきましても同条例の制定に取り組んでおりますので、本市といたしましては、三重県と連携し、この問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

県の条例では、規制する土砂の埋め立て規模を3,000平方メートル以上の大規模埋め立て、盛り土及び堆積としていることから、本市の条例におきましては、県条例の対象規模要件に満たない埋め立て等について効果的に補完し、一定の制限を規定する条例の制定を検討しています。

条例の名称といたしましては、尾鷲市土砂等の埋め立て等の規制に関する条例とします。これは、三重県が予定する条例と同様の名称でございます。

また、目的でございますが、土砂等の埋め立て等に関する市、土砂等の埋め立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋め立て等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的としております。

次に、用語の定義につきましては、本条例で使用する用語のうち、特に重要な意味を持つものについて、正確に認識されるために規定を行います。

定義するものとしましては、初めに、土砂等ですが、土砂及び土砂に混入し、または付着したものとしします。再生土等につきましては、再生土と改良土といたしません。

次のページをお願いします。

埋め立て等とは、土砂等の埋め立て、盛り土、その土地への堆積とします。土砂等埋め立て等区域とは、土砂等の埋め立て等を行う土地の区域とします。土砂等を発生させる者とは、建設工事の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂等を発生させる者としします。

土砂等には再生土等を含みます。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する廃棄物、土壌汚染対策法で規定する汚染土壌は除きます。

次に、条例の目的にもあります責務の明確化ですが、市の責務は、災害の防止または生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある土砂等の埋め立て等が行われないう、必要な施策を推進することとします。土砂等の埋め立て等を行う者の責務は、周辺地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならないこととします。土砂等を発生させる者の責務は、建設工事に伴う土砂等の発生抑制及び有効利用の促進並びに不適正な土砂等の埋め立て等が行われないう適正な処理に努めなければならないものとします。土地の所有者の責務は、土地の適正な管理に努めなければならないこととします。

次に、土砂基準でございます。次ページでございます。

汚染された土砂が搬入されないよう土砂基準を定め、基準に適合しない土砂等を使用した埋め立て等を禁止します。また、土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所や汚染のおそれがないことを確認し、あわせて、再生土等については適正利用できる再生土であるかを確認することといたします。特に再生土等については高いアルカリ性を有することがあり、植生等へ影響を与えるおそれがあるため、生活環境保全上の措置を求めるなど、生活環境の保全を図ることが適当と考えます。また、不適正な処理による再生土等が持ち込まれないよう、適正利用できる再生土等であることを証する書類等、リサイクル認定等の提出を義務づけることといたします。

また、4の(1)でございますが、何人も土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋め立て等を行ってはならないこととします。これについては、許可を受ける者、許可を受けない者に限らず、全ての者についての規制ということになります。

次に、土砂埋め立て等の許可でございます。

土砂等の埋め立て等事業につきましては、許可制といたします。規模要件としましては、埋め立て等区域の面積が1,000平米メートル以上3,000平米未満、かつ、埋め立て等の高さが1メートルを超える場合は市長の許可を受けなければならないことといたします。

次ページに移りまして、ここでいう埋め立て等の高さは、埋め立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂等の埋め立て等によって生じる地盤面の最も高い地点との垂直距離、当該土砂等の埋め立て等を行う日前、一定の期間内に行われた土砂

等の埋め立て等によって生じた地盤面の垂直距離を合算したものを含むといたします。

当該区域で採取された土砂等のみを用いる行為や国や地方公共団体が実施する行為、特定の法令または条例の許可等を受けた行為により発生する土砂等の処分など、また、非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋め立て等は適用除外とする規定を設けていきます。

3,000平米メートル以上の土砂等の埋め立て等は県の許可が必要となります。面積要件の考え方といたしましては、同一性、連続性が認められたときは、一連の土砂等の埋め立て等と認めます。

次に、項目の6、事前協議、7、土地所有者の同意、8、周辺住民等への周知ですが、許可申請をしようとする者は、申請をする前にあらかじめ市長と事前協議をしなければならない。土地の所有者の同意を得なければならない。周辺住民等へ事業計画等の周知を行わなければならないものとします。周辺住民等は、許可申請をしようとする者に対し意見を述べるができることとします。この意見には対応するとともに、事業計画に反映させるよう努めなければならないものとします。

続きまして、許可の申請の手続きでございます。

次ページでございますが、許可申請をしようとする者は、申請の際に目的や内容、期間、その区域の位置、面積及び堆積の構造、搬入する土砂の量や搬入に関する計画、埋め立て等区域から排出される水を採取するための措置、災害の防止及び生活環境を保全するための措置内容などの書面や図面を提出することといたします。許可期間は、ほかの場所への搬出を目的とする一時堆積を除き、3年以内といたします。

次に、隣接市町との連携ですが、申請があった場合には災害の防止や生活環境の保全上、関係のある市町と情報を共有するものとします。

次に、許可の基準ですが、破産者関係法令に違反し処分され、一定期間を経過しない者、暴力団員やその関係者には許可をしないこととします。また、申請に係る土砂等の埋め立て等を的確にかつ継続して行うに足る経済的基礎を有すること、土地所有者の同意を得ていることとします。災害を防止するため、申請内容が構造上の基準等に適合していること、地形、地質、または周囲の状況に応じた生活環境の保全上必要な措置が図られていることとします。許可には条件を付することといたします。

次に、12、許可の内容の変更ですが、許可の内容を変更しようとするときは、

軽微な変更を除き、事前に変更の許可を受けなければならないこととします。ここでいう軽微な変更とは、搬入する土砂の量が減少するものや搬入期間が短縮されるものとする予定でございます。

次に、許可を受けた者の義務でございます。

許可を受けた者は土地の所有者に許可の内容や条件を通知しなければならないこととします。埋め立て等の着手、完了、廃止、休止、または再開したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならないものとします。土砂を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所や汚染のおそれがないか、適切に利用できるものかを確認し、市長に報告しなければならないものとします。また、土砂等の量などを記載した土砂等管理台帳の作成、埋め立て等区域への標識の掲示、土砂等管理台帳などの閲覧などを義務づけるものとしたします。

次に、14、水質等の調査等でございます。

定期的に土砂等埋め立て等区域外への排水を水質調査し、調査結果を市長に報告しなければならないこととします。また、完了時においては、土壌調査及び水質調査を実施し、調査結果を市長に報告しなければならないこととしたします。

ただし、尾鷲市でこの条例の適用については、小規模事業でございますので、完了の日が近い場合があるというふうに考えておりますので、当然、最初に土壌の報告を受けた上で搬入していただいて、そして、水質検査については、ここでいう一定期間としては、約1年を超えるものについてはその1年ごとにきちんと水質の調査も行っていただいて出していただき、完了するときには完了していただくというふうなことで定めていきたいというふうに考えております。水質の基準や土砂基準に適合していないことを確認したときは、ただちにその旨を市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならないものとしたします。

これらは、市民が安心して過ごせる生活環境の保全を図るため、生活環境の影響を確認できる制度が必要と考えてものでございます。搬入時の確認をすり抜け、汚染土砂等が搬入されてしまった場合、早期に発見し、対策を行うための制度となります。

次に、地位の承継ですが、相続等、許可に係る土砂等の埋め立て等を行う権限を取得した者等に係る地位の承継について、市長の承認を受けなければならないものとしたします。

次に、次ページになりますが、許可を受けた者等への命令ですが、市長は、必要があると認めるときは、期限を定めて災害を防止するために必要な措置、または、

土砂等の埋め立て等の停止を命ずることができることといたします。

また、市長は、不正手段による許可取得や義務違反、命令違反などがあつたときは、許可の取り消し、または土砂等の埋め立て等の禁止を命ずることができることといたします。

次に、18、土地の所有者の義務でございます。

この土地の所有者は、埋め立て等が行われている間、定期的に施工状況を確認しなければならないこととします。また、不適正な土砂等の埋め立て等が行われていることを知ったときは、直ちに許可を受けた者に中止、または原状回復、その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならないことといたします。これらの義務を怠った場合は、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告、命令することができることといたします。

次に、土砂等搬入禁止区域の指定でございます。

埋め立て等が行われている区域及びその周辺の区域において、事業を継続することにより人の生命、身体または財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときには、当該区域を期間を定め、土砂等の搬入を禁止する区域、土砂等搬入禁止区域として指定することができることといたします。

これは、不適正な土砂等の埋め立て等による行為停止等の指導や命令に直ちに從わず土砂等の搬入や堆積を継続した場合、これに対応するため、埋め立て等が行われている箇所及びその周辺を一定期間を超えない範囲で期間を定めて土砂等搬入禁止区域として指定し、土砂等の搬入のみを請け負っている運搬業者など、何人も土砂等の搬入ができない区域とするものでございます。

次に、報告の徴収及び立ち入り等ですが、市長はこの条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋め立て等を行う者及び土地所有者に対して報告を求めることができることとします。また、市長は、職員をもって事業場等に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査または質問させることができることとします。

公表としましては、市長が命令をした場合、氏名または名称、命令の内容等を公表できることとします。

意見聴取としましては、市長は許可や命令の際等その必要に応じ、関係機関の意見を聞くものとします。これは、主に許可等を出す際、許可要件を満たしているかなど、警察等に確認をするものであります。

罰則といたしましては、違反内容に応じ、2年以下の懲役または100万円以下

の罰金など、条例の実効性を担保するために設けるものでございます。こちらの規定につきましては、条例案が固まり次第、検察庁と協議を行います。

最後に経過措置ですが、条例の施行前に、現に土砂等の埋め立て等を行っている場合には、一定期間の経過措置期間を設けることといたします。また、条例の施行前に特定の法令、または条例の規定による許認可を受けている場合には、当該許認可に係る許可期間が満了する日までは経過措置を設けることといたします。

ただいま説明をさせていただきました条例の中間案につきましては、今後、パブリックコメントなど、御意見をいただく中で内容について再度検討するものでございます。

また、規則等で詳しく規定をしていくものでございますので、パブリックコメントを得た後、条例案を作成し、再度委員会にて御説明させていただき、12月には議案として上程をさせていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

尾鷲市土砂条例（仮称）の制定の中間案が課長のほうから説明がありました。これに対して御質疑のある方は御発言願います。

○野田委員　初めての条例ということで大変苦勞されたと思いますけれども、御苦勞さまでということをまず言うておきます。

それで、たくさん質問はあるんですけど余りできませんので、条例の制定の背景及び目的のところ、今回この条例の立案をするに当たり、尾鷲市にとって何か原因で何が市民や住民に不安を与えているかということなどをどのように分析してこの条例立案をやったのかということをお聞きしたいと思います。

○竹平環境課長　これにつきましては、当然背景と目的に記載をさせていただいておりますが、やはり本市だけではなく、本市を含む近隣市町に大量の土砂等が搬入されており、山間部等の谷地に埋め立て等が行われているという現状がございます。その現状に対して、どういうものが運ばれてきているのかということについては、市民の皆さんについて、やはりその辺が不安がなされている件だというふうに認識されています。どういうものが運ばれているのか、また、運ばれ方等についても、テレビ等でも以前ありましたけれども、当然そういったことでどういうものが運ばれているのかをまず市民の方がわかっていない状況の中、不安があると。そういうことに対して、環境に対する不安、また、当然、造成を行うことに対する災害

の防止についての二つを何とかクリアをして、適正な安全であるものに対すること、そして、防災面でもきちんと大丈夫なものということで許可するようにして、きちんと安全なものであることと、防災面に関して、防災上何ら不安もないというような造成の積み方、構造基準等も定める中で市民の不安を払拭していくものが必要であるということから、今回、条例制定をしていきたいというふうになったものでございます。

○野田委員　　そもそも条例の立案に関しては、冒頭に書かれているように都市圏からの大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋め立て等が行われており、市民の皆様からは生活環境に対する不安や心配の声が上がっているというところがあって、要は、どこで抑止というか、歯どめをかけていくという部分の中に入ってきてから条件の規制をかけるというところしか、一般的な話だなというのを感じるわけなんです。尾鷲の地域において、今現状、尾鷲の中でどうこうということはないわけですよ。都市部からの大量の土砂等が搬入されてくることに大きな問題があってこの条例を制定するということが大きなポイントなんですよね。そうなってくると、県外残土とかをそこで歯どめをかけるというようなことが考えられなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○竹平環境課長　　県外からの建設残土の搬入を禁止する行為については、基本的には営業の自由等の個人の財産権を過度に制限するおそれがあるというふうに認識をしております。これは、自由な経済活動の行為を規制する行為で、適当でないというふうには考えております。

また、土砂については、当該土砂が廃棄物ではなくて建設業の発生土砂などは、国の法令中にこれを規律する規定もなく自由に移動できるものであることから、搬入自体を禁止するなどの規律を設ける条例規定というのはなかなか難しいというふうに認識をしております。

また、安全性の確認がなされた土であった場合は、県内、県外の土を差別をしていく理由というのはなかなかなく、県外の土だけを除外していくという理由が見つからないというふうに考えている現状で、この考え方で、県内、県外、区別せずに、尾鷲市内に埋め立てが行われる土砂全てに対して安全であることの確認を行った上で、きちんと防災上の措置を設けて許可をしていく制度を制定していきたいというふうに考えております。

○野田委員　　あと、再生土、改良土の点なんですけれども、正当な改良土というか、そういう部分はあると僕は認識してまして、三重県のリサイクル認定の中に

においても正当なものがあるのは事実であります。ただ、尾鷲市の行政の物理的、人的な関係で、そこまでの精査をすることは非常に僕は困難なのかなと、まだ運用はされていませんので、私もいろんなイメージの中で今話をさせていただいているんですけども、そうなってくると、改良土、再生土の、三重県のきちっと出ていますわ、どういうものが再生土か、改良土かって。それはそれで十分僕は正当性あっていいと思うんですけども、そういうものの基準というか、そういうものはどのように判断されるの。資料を出してもらった段階でやるんですか、許可制の中で。

○竹平環境課長 再生土については、８ページに枠で囲まさせていただいておる部分がございます。また、不適正な処理による再生土等が持ち込まれないよう、適正利用できる再生土等であることを証する書類としてリサイクル認定等の提出を義務づけていくことを検討しております。こういったものを提出していただくことによって、その再生土が安全であるものということの確認をとっていきたいというふうに考えております。

○野田委員 ということは、書類上の部分でリサイクル認定の提出を受けて、それによって判断する。現地調査をして、水質調査とか土壌調査もされると書いてありますけれども、どの段階で今のメンバーの中でやれるのかなと、ちょっと僕は心配するんですけどもね。

○竹平環境課長 そこに埋め立て等が行われる区域においては、当然搬入される前にどのような土砂が搬入されるのかということ、安全が確認できる書類ということでもういただきます。それをいただく上で、また再生土についてはそういったリサイクル認定等を受けた根拠が発行するものですから、その提出を義務づけたというふうに考えております。

○野田委員 提出を義務づける中で、うそ偽りというか、不正なことがあったらそれは罰則で処分するというふうに判断したらよろしいんですか。

○竹平環境課長 今回、許可制と、当然確認も必要ですけども、まずは許可制にした中で、当然罰則規定を設けていくことを検討しています。当然罰則規定を設けるということでございますので、実効性を担保するというような条例を制定したいというふうに考えております。

○野田委員 あと、平米数の３，０００平方メートル以上は県の条例ということで、あと１，０００平米以上から３，０００平米未満ということの下限を限定してあるんですけども、この分については、１，０００平米というと約３００坪ですね、３，０００未満というと、２，９９９になると約９００坪ぐらいの部分が規制の対象に



なるわけですがけれども、これって果たして、僕はちょっとこの辺も疑問を感じるんですけれども、1,000平米、300坪という部分については、これぐらいで十分、もっと下限を下げてもええのかなという気がするんですけれども、どうですか。

○高柳建設課長 規制対象規模をいろいろ検討させていただくに当たりましては、まず、資料の9ページの四角囲みにもちょっと書かせていただいておりますけれども、まず、同種の行為に対する他法令との規制との整合性、あるいは、土砂等の埋め立て等を目的としない造成工事など、災害のおそれの少ない社会経済活動への支障がないよう、1,000平米未満の土砂等の埋め立てを許可の対象外としておりますというふうに書かせていただいておりますが、まず、同様な行為に対して同様な規制をかけていくというのは、法令等の基本的な比例原則という観点からも重要なことかなと考えておりまして、まずこの1,000平米といいますのが尾鷲市における宅地開発の構造とか、そういうのは確認が必要になってきますけれども、そちらの条例の中で1,000平米以上の開発行為に対して規制をしておるという現状も考えまして、1,000平米が適当ではないかなという判断をした次第でございます。

○野田委員 土砂埋め立て等の許可の1の条文で、土砂等の埋め立て等の面積が今言ったように1,000平米以上から3,000平米未満であって、かつ、土砂等の埋め立て等の高さが1メートルを超える場合はあらかじめ市長の許可を受けなければならない。1メートルを超えず、この条件に当てはまらない、超える場合、要は、小さいものをたくさんつくるということも、逆に言ったら、悪意に考えたら十分できるということだと思っておりますけれども、そのようなことはどうですか、余り考えなかったですか、性善説でいきましたか。

○高柳建設課長 小さいものを順番につくっていくということに対しては、まず、面積が1,000平米以下でありましても、例えば近隣で行われる行為、それについては事業者の方が同一かとか、その距離とか、そういう物理的なものから判断して、もしそれが関連するようなものであれば、合わせて面積を考えていくとか、そういうものは条例の中に盛り込んでいく考えでございます。

○野田委員 私ばかりというわけにはいきませんが、要は、僕は市内の建設関係の方はきちっとしていただいておりますし、そういうことは別に僕は規制をかけるつもりじゃないわけですね。要は、一般に目に見える尾鷲の地域環境というものは、よそから来る分について皆さんがいろいろ言われておることであって、その歯どめをかけることによって尾鷲がもっと経済的に豊かなとか地域が豊かになるという

ようなことも、価値も上がるということも考えられると思いますので、その歯どめをかけることによって尾鷲がもっとよくなるというふうに、僕は簡単に単刀直入にそういうふうに判断したものですから、どうかなという気はします。これはあくまでもまだ運用されていませので、運用した段階でどのような感じになるかということもあると思いますけれども、そこら辺を最初に規制をかけておかないと、行政の担当者のほうが大変かなという気がしますもので、そういうことで私の質問は終わります。

以上です。

○高村委員　これを見まして、許可制のあるのと隣接市町の連携というのは非常にいいことだと思っております。ただ、罰則のところを見ますと、最高で2年以下の懲役と100万円以下の罰金ということでありまして、もし許可をもらって埋め立てていて、尾鷲の場合、山奥がすごくあるんですよ。

○三鬼（孝）委員長　高村委員、12時、ちょっと中断します。

（休憩　午前11時59分）

（再開　午後　0時00分）

○三鬼（孝）委員長　12時を過ぎましたけれども、委員会を続行いたします。再開します。

○高村委員　尾鷲の場合、非常に山が深いということがあります。その点で、許可をもらって土を掘っているのはいいんですけど、たまたまその途中で廃棄物なんかをほった場合、罰則として一言書いてほしいというのは、もとの現場に戻すという文も要るんじゃないかと思うんですよ。それはどうですか。

○竹平環境課長　廃棄物を捨てるという行為になりますと、それは不法投棄に当たりますので、当然、不法投棄において罰則規定が設けられております。

○高村委員　許可を出していて、不法投棄というとわからんとするわけですから、それをやって見つけた場合に、やっぱり現状の位置に戻すというのを書いておかない、それは知らんわでは、20年か30年かしたら雨なんかで濁水が、汚れたのが出てしまってからでは遅いと思うので、罰則に入れておかないあかんのじゃないかと思うんですけど。

○竹平環境課長　回答が合っているかどうか、申しわけありませんが、基本的に許可したもの、許可していないものにかかわらず、一応、土砂基準のところは何人も土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋め立て等を行ってはならないこととし

ますというものを一文設けさせていただいています。それにつきましては、一応罰則規定を適用できるというふうに考えておりますので、罰則規定をその中で設けていくような制度としたいというふうに考えております。

○高村委員　わかりました。

最高でも100万円以下の罰則となっておるんやけど、途中でそういうものを故意でやっておるのを見つけた場合にどうするんだと言っておるんですよ。そういう場合に一言、現状維持に戻さなければいけないというのぐらい書いておいたほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○松永環境課主査　高村委員がおっしゃるような場合には、当然市長のほうから現状復帰や必要な措置を講ずることを求めることができます。また、罰則に関しては、この条例に基づく刑事上の罰則は設けておりますが、また、現状復帰など必要な措置に応じない場合には、別途また係争などに発展すると思います。

以上です。

○奥田委員　先ほど野田委員も言われていましたけど、この短い時間でよくここまでつくられたなと思って、敬意を表したいと思いますね。

それで、ちょっと確認したいんですけども、今回許可制ということで、三重県内、伊賀市と紀北町があるのかな、残土条例。その中で、両方とも届け出制なんやけれども、今回許可制ということで一步踏み込んでおるなということで、僕は非常にいいことだと思うんですけど、許可制ということと、さっき野田委員が言われた県外からの持ち込みというのは入っていないんやけれども、県もそういうふうな形なんですか、今のところ。

○竹平環境課長　当然、県としても県外からの持ち込みについては尾鷲市と同じ考えで進めているところでございます。

○奥田委員　確か紀北町が修正案を出して、県外からの持ち込みを禁止しよやということで修正案を出されましたけど、1票差でかなわなかったわけですけども、県もそれは入っていないということで、県外から持ち込み、そこまで踏み込んでいないということやね、そこはちょっと残念ですよ。さっき野田委員が言われたように、都市圏からの大量の土砂ということをとめたいということやもんで、今、大阪や東京から入ってきておるのはほとんどそうでしょう、大阪、東京でしょう。だから、そういう意味では県外からの持ち込みというのは、私も何らかの形で入ってほしかったなと思うんですけど、それはそれとして、県が3,000平方メートル

以上を規制すると。今回、市が1,000平方メートルから3,000の間、これを規制するという事なんですけど、この1,000というのはどこから出てきたんですか。例えば茨城とか千葉なんかを見ると500平米とか、結構多いんですけど、ゼロのところもありますよ、ちょっと持ってくるのも規制しようというところも当然あるわけなんやけど、1,000である説明ってあったかな。

○高柳建設課長 1,000平米の根拠について、少し先ほども触れさせていただきましたけれども、尾鷲市内で宅地開発を実施する際に規制というか、確認の対象となりますのが尾鷲市の宅地開発の基準に関する条例というのがございまして、そこで1,000平米以上のものについては市のほうで確認すると。そして、その条例の中でも3,000以下ということにしていますけれども、それ以上については県のほうで確認という、都市計画の考え方についてもそのような枠組みでやっているのが現状ですので、それらと整合をとったというのが一つでございます。

あと、関東圏とか関西圏で500とかゼロとか、いろいろ面積、もうちょっと小さいのもあるんじゃないかという御指摘でございますけれども、都市計画の市街化区域内の開発行為の考え方が、首都圏とか関東圏、関西圏、それから中部圏につきましては、市街化区域は500平米というのが一定の基準になっております。ただ、首都圏以外の地方部におきましては、市街化区域内の開発行為というのが1,000平米というのが一つの基準となっております。それもありまして、尾鷲市の宅地開発の条例は1,000平米ということでございしますが、その辺が一つ、地域によって少し考え方に差があるんじゃないかなというふうに考えております。

先ほどの繰り返しになりますけれども、同様の行為に対しては同様の規制をかけていくのが適当ではないかなということで、今回は1,000ということで考えさせていただきます。

○奥田委員 1,000というのは今言われた宅地開発の市街区域の開発ということで1,000平米。これ、許可ですか、許可制ということかな、それに合わせたということなんですけど。ただ、市街化区域というのは目に触れやすいじゃないですか。でも、今この残土というのは山の中とか谷とか、なかなか目に見えにくいところへ持っていったおるじゃないですか。だから、そういう意味ではもっと規制を厳しくしてもいいんじゃないかなという気がするんですけど。

それで、さっき野田委員が質問した件で非常に僕は気になっておるんやけど、例えば8ページの下のところ、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満であって、かつ、1メートルを超える場合という場合には許可を受けないとい

けないということなので、極端なことを言うと、2,999平米で99センチのものを持ってきたということなら規制がかからんのですよね、全然かからんじゃないですか。それと、野田委員が言われたように、これは何回も何回も小さい分を持ってきたら歯どめがかからんのですよ。ですから茨城県なんかでも、桜川市やったかな、もう一個、どこぞの市がありましたけれども、自治体なんかでも500平米以上のものについて許可制にしていましたけど、それもゼロからにしようと。ちょっとでも持ってくるものについても規制をかけようじゃないかという動きが今出ているわけですね、当然出ている。だから、そこまで踏み込んで茨城とか千葉とかはそれを取り組んでいるわけですから、そういう意味では、ある程度踏み込んでいますよ、紀北町や伊賀市よりは踏み込んでいますけど、やっぱり、せっかくつくるならもっと、先進地の事例があるわけなので、そういうのも参考にしながら、もっと僕は踏み込んでほしいなという気はしておるんですけど、その辺、建設課はどう思いますか。

○高柳建設課長　　例えば1メートルの要件に満たない埋め立てについてどうかというお話がまずありましたけど、それにつきましては、宅地造成等規制法、あるいは森林法とか、そういう一定の開発に対する法令がありますけれども、そちらのほうにつきましても、開発行為に伴う災害防止措置を講ずるよう規定されるものが1メートルを超えるものというようなものがございます。逆にいうと、それ以下であれば災害というのが比較的小さいのではないかという、そこは一定の線を引くところをどこに引くかということになるかと思いますが。あとは、例えば1メートルに満たないもの、許可を必要としないものにつきましても、その条例の中に土砂基準に適合しない土砂の埋め立てというのは何人たりとも行ってはいけないというような規定もしてございますので、それについては一定の制限がかかってくるのかなというふうに考えております。

○奥田委員　　最後にしますけど、今建設課長に聞いたものでそういう答弁になるのかもしれないけれども、環境課長や市長やったらどうなんかなという気がするんですけど。建設課長は宅地開発とかそういうことを重点に置いておるものでそういう回答になるのかもしれないけれども、今回のこの問題というのは背景、目的にもあるように、都市圏から持ってきている大量の土砂、これを何とかしようよということで、市民の皆さんの不安や心配を払拭するということが目的なんでしょう、目的なんですよ。ですから、余り宅地開発とかそういうことにこだわる必要は、僕はないと思うんですけども。だから茨城県とかも、先進地なんかはゼロから規制して

いるわけですね、ちょっとでも持ってきたら規制をかけようということをしているわけなんですけど、その辺はどうですか、環境課長とか市長は。せっかくつくるんだったらそこまで踏み込んでいこうとか、少しでも市民の不安がないほうがいいじゃないですか。そこまで考えませんか。

○竹平環境課長　当然、奥田委員さんが言われたように500平米と1,000平米のそういった点、どこで基準を設けるかということについては、かなり議論を重ねさせていただきました。その中で、やはり一定の基準をどこで設けるかということは当然重要になりますので、ただ、土地柄ということもあるんでしょうか、船から運ばれるということがまず多いこの地域において、今の現状として、やはり今現在、尾鷲市においても3,000平米以下でそのような事業が行われているということがないということがまず1点ある中で、それらも含めて今後県条例が定められたときには、小さいもので尾鷲市として許可制を設けなければ、小さいところもきちんと規制をしていくというものをつくらなければ小分けにされる可能性があるという中で今回つくっていかなければならない。当然そういうことも考えておると。ただ、それだけでなしに、今の500と1,000平米については、ある程度尾鷲市内における今現在建設業を営むところにおいても、やはり堆積とか一時堆積とか、経済活動の阻害にならない程度の面積はどれぐらいかということも、その辺も検討しながら検討してきたところでございます。ただ、今回、先ほど何人も土砂基準に適合しない土砂等の埋め立て等に関しては行ってはならないということの中で、やはりそこで許可が、今回仮にかからない部分については、しっかりとそこでも規制をかけていけるというものをつくりこんだ上でいきたいということで整理をしたというところでございます。

○野田委員　先ほど、適正な業者というようなことを課長は言われたんですけれども、これは、土木の話によれば、建設業法の許可をとってやられる方がほとんどですし、こういうことについて、僕は事業として締めるという気持ちはさらさらないんですけれども、要は、よそから来る分について不安を感じるというところの市民の不安を、そこを払拭したいというところが1点なんです。

それと、残土の分については、例えば桑名市が岐阜から土砂を持ってきて整地をするとか、あと、紀宝町が新宮から土砂を持ってきてするという、これは県境の境ですからいろんな条件があると思いますから問題はないと思いますけれども、ただ、尾鷲市の場合はそういうところじゃなくて、土砂がいっぱいある山があって土砂がいっぱいあるところで、なぜあえてそれを持ってくるかということと、あと、三重

県のほうも、市町村の適用除外というものは県条例の中で認めますよと言っているんだから、もっとしっかりした尾鷲市として今後の事業活動も含めて、尾鷲のまちを見る中でどういうふうにやっていくかという部分は適応除外でも受けるぐらいの認識でやるということが必要じゃないかということ进行を思います、1点。

もう一つ、聞き忘れたんですけども、行政の現地確認というのは、条文の中に入らうたうつもりはあるんですか、どうなんですか。

○竹平環境課長 一定期間で確認ができるようにしていきたいということでございます。また、報告の聴取とか立ち入り等についてもきちんと事業場へ立ち入って帳簿書類等、その他の検査とか質問ができることということで条文の中に入らうたうていきますので、そういったことできちんと対応をしていきたいというふうに考えております。

○野田委員 もう一点、三重県が市町村適応除外を今回の条文の備考欄というか、考え方の中に入れてあるということをどのように判断していますか。

○竹平環境課長 それは県条例のことなので、県の考えに基づいて行われておるということでございますが、基本的には、県については大規模な事業について、きちんと適正に対応を行っていく、規制をかけていく、規制条例ですので、三重県としての3,000平米以上についての土砂条例を制定していくと。その対象規模未満については、尾鷲市としてもきちんと補完できるような形で対応していきたいという考えの中で、今回条例を制定に向けて御説明させていただいたところでございます。

○三鬼（和）委員 パブリックコメントも出るということで、あと、県のほうも今パブリックコメントかな、出ておるんだけど、これまで議員をしておいて、碎石の問題で、いろいろ現地へ出てこいとかがあっていろいろお話を聞かせていただいた中で、当市においては船で運搬してくるということが多いじゃないですかね、ほとんど。碎石も船で運搬しておったということで。県の条例の中にもこういった扱いをするのを水際というか、港湾利用のときに県の整備部かな、そこが許可は出すけど、そこで点検するとかチェックするとかというのも多分条例にはないと思うんですけど、それは県にやっぱり働きかけをして、そこでもシステムの的にそういったのが来たときとか、毎月1回とか、チェックするというのも、これは条例なのか、運用面の中でされるのかされないか。というのは、先だって水道部において、水源のところからそういうのが出てきて、このときは水道水源審議会がしたんですけど、現地へ行ったところ、木は切っていました。木を切るのは水産農林課が許可でい

ろいろな意味があるので構わんと思うんですけど、排水路を埋め立てをやるがごとく、審議する前からパイプを引いてあったというようなことがあって、申請を取り下げたのでそれも外したみたいなんですけど、そういう運用の中で、庁内も含めて、問題というのみなきにしもあらずやもんで、今回条例をつくるに当たっては、県との連携であるとか市のことによって、そういった決まりに関してはきちっとやっていただくということは大事じゃないかなと思うんですけど、検討してきた中ではその辺はどうなんですか。

○竹平環境課長 当然、県とは連携をもってやってきておるとは思っておりますが、これからも、例えば面積要件であったり、そこにおける例えば一段の土地、例えば更新をしていく場合に面積要件がどうなるのかというあたり、そういったことも、例えば県のほうでいえば、面積をある程度一定の面積要件で許可しておいたものの、面積の変更があって減った場合とか、いろいろ運用面においてでもどういうふうな考え方をやってやるかということについては、当然県のほうと協議をしていきたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 あと、今回この件に関しては、事業者のみならず山の所有者にも責任がありますよとしたので分離しておるのはよくわかるんですけど、ケースとして、事業者と所有者が同じになるということがありますよね。そういった場合に、この条例をつくって罰則規定とかそういうのはあるんですけど、行為として、多分現状としては所有者の方も事業者任せきりという形でやられておるとは思うんですけど、そういう中で勾配であるとか技術的なものが出てきたときに、同一者となるとなかなか指導しにくいんじゃないかなと思うんですけど、そういった議論というのはなかったんですか、どうなんですか。

○竹平環境課長 今回の考えなんですけど、基本的に土地の所有者と事業を行う者、当然違うケースがあると。そういった中で、その場合には、逆に言えば土地の所有者に対しても行為を行う者に対して指導がいただける、それを行わない場合についてはうちから勧告もできるよというような形をとっていくと。ただ、それが同じ者であった場合には、当然それは事業を行う者に対して市のほうからきちんとそれに対して指導していくというふうな形をとればよいというふうに理解をしています。

○三鬼（和）委員 その辺については、事業者と所有者が同じになると1回の指導で大丈夫なのかどうかということも踏まえてあろうかと思っておりますので、その辺は県と上手な連携をとって。これはあくまで持ち込みというけど、市民を守るとか市民生活を守るとか、災害とかそういうのも含めてが根本的な政治の理念になってお



と思うので、その辺は県との重々な連携をとってほしいなと思います。

○楠委員 何点かお聞きします。

7月8日に市長に条例案の提言をさせてもらったんですけど、その中で一つポイントとなっているのは保証金制度なんですけど、今回入れなかった、検討しなかったのか、その辺を確認したいということと、あと、奥田委員も言っていましたけど、面積要件については、3,000平米以上は県が行うと、それ以下については市が行うということと、建設課長の話では比例原則というお話もあったんですけど、比例原則は大切なことなんですけれども、目的を達成するためにはある程度それに類似するものと比較はしなきゃいけないというものはあるんですけど、やはり今の社会状況からみても、条例も尾鷲市としてしっかり先進的な条例になるような検討が必要じゃないかと思うので、それを改めて500平米にする等の検討はさらにする予定があるのか。それと、あともう一点、パブリックコメントなのでまだ具体的に細かいところを市民の皆さんにお知らせすることはできないのかもしれませんが、これを単純に読んでしまうと、全て事業として許可になるのかなというところがありますので、パブリックコメントをするに当たっては、やはり適用除外もある程度例示しておかないと、読んだ方は勘違いしてしまうんじゃないかなというふうに思います。それと、最後に、これは直したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、資料4の目的の下段3行、県条例では3,000平米以上云々と書いてありまして、県の条例の対象規模要件未満の埋め立て等について、効果的に補完し、県の条例を補完するといったら、普通、県の人を読んだらふざけるんじゃないとなっちゃいますので、この辺はちょっと表現を変えて、県の条例に対して市としての考え方はこうなんだよということをしておかないと、補完という言葉は余り厳しいんじゃないかなと、県に対してですよ、その辺をちょっと直したほうがいいんじゃないかなと思うので、これは後で検討してもらえればいいです。最初の3点について、回答をお願いしたいと思います。

○竹平環境課長 効果的に補完しの語句のところは、また整理のほうを検討させていただきます。

それと、適応除外について、パブリックコメント等の、その辺についてもちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

まず、1点目の保証金制度についてなんですけれども、保証金制度について、我々も他市町の事例等を含めてどういう条件になっておるのかということを検討させていただきました。他市町の事例もそうなんですけど、やはりそれについては保証

金については3,000平米メートル以上のもの、また、500平米メートルと小規模以上のものについては災害の発生のおそれのあるものという形で保証金を設けるということになっておりまして、今回、我々の尾鷲市で定めるものについては小規模事業であるということが1点。それと、災害のおそれのあるものについては、きちんとした災害の発生が起こらないような造成基準を設けてやっていくという考えに基づいてやりますので、今回については、保証金のほうについては入れていけないような方向で進めていきたいというふうに検討しております。

○高柳建設課長　　今、資料のほうで1,000平米を適用の一定の基準ということで、するということで提案させていただいたところでございますが、これを今後検討する予定はあるのかという御質問かと思っておりますけれども、こちらの考え方を示させていただいてパブリックコメントを求めますので、その中でいろいろいただく意見なんかも参考にしながら、結果として検討していきたいというふうに考えてございます。

○楠委員　　2点ほど再確認します。

500平米以上については、大阪府の6市町では500平米という基準を設けていますし、同志社大学の先生なんかもいろんな研究をした上でその考え方を示していますので、参考にしてもらえればいいかなと思います。

保証金については、確かに3,000平米以上じゃないと厳しいのかなというところは確かに私もあって、提言の中にも3,000平米以上は条例案の中では書いてあるんですけど、それ以下については、審査の段階でやはり（聴取不能）審査をしっかりとってもらって、雨の多いところですから、工事中に災害が起きたときに公共負担が発生しないような基本的な考え方、その辺を示してほしいなというふうに思いますので、ぜひパブリックコメントの中でも書き込めない部分については執行部のほうでしっかり考えてほしいなというふうに思います。

○村田委員　　10ページの隣接市町との連携、これは、災害防止や生活環境の保全上関係のある市町と情報共有するものとするとして書いてあるんですが、これはこれで結構だと思うんですけども、今、紀北町と尾鷲市がいろいろ協議をして情報共有しておるんですけども、尾鷲市であるけれどもこの規制外だというようなところがありますよね。今問題が起こっていますね。そんなことに対しても条例あるいは制約というような書き方はできなかったのかなと、そう思うんですけども、いかがですか。

○竹平環境課長　　今委員が言われたようなことについて、今の問題としては、流

出される水等について、それが行政権を超えるところに流れていっておるという形の中で、その辺のことで、これはやっぱり行政区の中で検討していかなければならないことなので、やはりそこについて他市町の権限、例えばこれが尾鷲市が紀北町であっても、なかなかそちらのほうの権限というのはなかなか範囲としては及ばないと。ただし、それについては、こういう条例をつくるので、やはりどういうことが行われているかということについては、当然近隣市町に対して通知を行っていくぐらいの情報共有ができるようなことはしたいというふうな形で、今回多分こういう条例の中で、今他市町の事例も見ておるんですが、こういう文言自体が余り入っていること自体も多分ないかと思っておりますので、せめて情報共有はきちんとしていきたいというふうに考えております。

○村田委員　　竹平課長の言われることはよくわかるんですが、やっぱりほとんどこういう事例というのはないんですけれども、しかし、尾鷲市に投棄をしながら、河川があって水質が汚濁のおそれがあるのではないかとというような状況の場合、例えばほかにあるのかどうかわかりませんが、そういったことになった場合の条件というものをつくっておくべきではないかなと。この埋め立てによって他市町に影響を与えるようなものについてはどうなんだというようなことを設定していく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、それはどうですか。

○竹平環境課長　　御意見を聞いて、今後いろいろどういうふうにするかというのは当然検討していくことになるかと思いますが、基本的にそこにそういうおそれのあるものが埋められないように、やはり安全な土砂基準を設けた中でそういったものが流れ出ないような形でしっかりと対応していくことと、災害についても、きちんと造成基準を設けた中で対応していきたいというふうに考えておりますので、仮にどういう行為が行われているかということについては、やはり知るところがないので、そういったことだけはせめて、今のところは押さえていきたいと。委員さんが言われるようなことについても、そういったことをどういうふうなことができるのかということについては、また検討をしたいと思いますが、今の段階でどういうことができるのかというのは今持ち合わせていない状況で、今後検討も含めた中でまたお示しをさせていただくというふうに考えております。

○村田委員　　これはきちっと明記ができないということでもありますけれども、そこを埋め立てすることによって、水なんていうのは浸透していきますから、目で見て見えないところから浸透していきますから、その浸透した水によって下部の住民なり他市町の住民なり、尾鷲市ももちろんでありますけれども、影響があるおそれ

があるものについては、やっぱりそのところは規制をかけるべきだと私は思いますけどね。じゃないと、今一番問題になっているのはそこでしょう。はっきり言って、尾鷲市であるけれどもどうしようもない。海山は海山であるけれども、尾鷲市に捨てられておるから手も足も出ないというようなところがあるわけですから、ですから、やっぱりその埋め立てをして、それが大雨だけじゃなくて、通常の降雨によってもやっぱりしみるわけですから、特に河川等で水道水源となっておるようなところだったら、これはやっぱり問題ですからね。ですから、解決方法は今でもないわけでしょう。それをどうするんだということではなくて、そういう案件についてはやっぱり市町と情報の共有ということもありますけれども、関連のまちと話を詰めてどうするのかということをして許可を出す前段としてやっていく、そういうことを明記していただけないかなと私は思うんですが。こういうおそれがあるものについては、やっぱり検討してやっていくというようなことを書いていただけないかなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○竹平環境課長 おっしゃることは十分よくわかりますので、その辺につきましましては、どういうふうな書きぶりができるのかという、条例上、またその辺を含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 今、村田委員のごもっともなあれなんですけど、6番の事前協議のところへそれをうたうか、そういうことも入るのであれば、もしそういうので許可をすれば市の責任になるわけじゃないですか。市は厳密な審査をするということでしょう。こういう問題が出てきたときに水だからいいとかと、その水から何も出ていないよというわけじゃなくて、やっぱりこの事前審査のときにはそういったことも含めたことが事前審査の中に入るようなことを明文化するとか、含めてやっぱり検討していくことが、後ほど出たとなったら、今度は業者じゃなしに市の責任になりますよ。条例にうたったのに結果的にこういう現状になってきたという問題になると。ですので、慎重にしくちゃいけない。申請のときからはそういうことは問題ないというけど、ごまかしておったら別ですけど、そうじゃなくて、結果的に地形的とか現状的に出たんじゃないかという話になると、許可した市とか県の責任にもなるかと思しますので、この辺をもう少し村田委員が言われますように事前的な対応というのか、明文化をできないかも含めて再検討があってもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○竹平環境課長 当然事業計画が出た時点でどういうふうにしていくかということを検討しなければならないということなので、今言われたようなことも含めて、

どういふふうな書き方ができるのかという、条例上。その辺も含めてちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

○奥田委員　今の村田委員、それから三鬼和昭委員が言われたのとちょっとかぶるんですけど、水質調査、これ、14のところを見ると、12ページか。市長に報告すると、水質調査、必要だと。報告してもらえればしてもらったほうがいいと思うんですけど、でも、例えば変な色の水が流れ出ているというようなことがあった場合に、その水をきちっと市が立ち会ったりして、この水を取ってくれとか、そういうことまで僕はしてほしいなと思うんですけど、それはどうなの、ここには含んでいないんですか。

○竹平環境課長　当然そこから水質調査を行うには調査をする場所をあらかじめ業者に、そこで取るというところをきちんと決めなければならないということで最初にします。それをさせた上できちんと水質調査がとれるという形をとりますので、それ以外に、今言われたように、その場合については立ち入り等もありますので、そういった中できちんとそこに立ち会った中で当然とっていくというふうな形を、今後運用については考えていかなければならないというふうに考えております。

○奥田委員　規則もまた示してくださいね。

それと、もう一点だけ済みません。先ほど、近隣市町との情報共有という話がございましたけど、10ページのところ。11ページのところに、許可には条件を付することができることとしますと出ているんですけど、真ん中あたりに。許可に条件を付するというのは、どういうことを想定しておるんですか。今みたいな近隣市町の情報共有なんかも入っておるのか、どういうことを想定してこれは。

○竹平環境課長　この一文を入れさせていただいたのは、その場所に依じていろいろなケースケースがやっぱり生じるかと思いますので、そのケースが例えばどういうふうなものが生じるかとか、住んでいる人のところへ、例えば物すごく近いのであれば粉じん対策であったりとか、いろんなことも考えられますし、そのケースに応じて条件をいろいろとこちらのほうで対応、当然、指導などができるようなことを、事前協議が当然あるので、そういった中で考えたいというふうに考えた中でこれを一応つけております。

○奥田委員　さっきの近隣市町との境目とか、そういう問題があった場合は情報の共有という話がございましたけれども、許可の中にそういう条件を付するということもあり得るということなの、そこまで考えていないと。

○竹平環境課長　そこまで考えるはございませんけれども。

○野田委員　先ほど、奥田委員の話の中に出てきたんですけれども、規則なんですけれども、今回は条例のことでざくっと話しているんですが、規則も同時並行して3月末ですか、間に合うような形で具体的な動きというか行動というか、どうしてくださいますよという指針というか、そういうものは。

○竹平環境課長　規則は議案のときに当然必要になりますので、そこを目指した中で、今まず条例をして、パブリックコメントを聞いた中で条例、それに整合するような形で規則をつくっていくというふうな形で、間に合わすような形で今しておりますので、11月ごろにはできればお示しができるような形になればというふうに考えております。

○楠委員　今課長のほうから11月に規則を示せるような発言がありましたけど、正直言って技術基準と運用を考えたら、そんなに慌てなくていいと思いますよ、失敗したら大変ですよ。だから、条例の案だけでもいいからまず出して、たたき台でいいから規則にしていかないと、11月は約束を取り消したほうがいいと思います。

○竹平環境課長　条例を上げるときに規則案も上げていかなあかんのので、運用についてはもう少し時間をかけさせていただいた中で、規則は何とか出していききたいというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、これで尾鷲市土砂条例（仮称）の制定の中間案についての審議を終わります。

これから制定に向けてパブリックコメントを求めたりするわけでございますけれども、本日の委員の皆さんの発言も参考にして今後取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○竹平環境課長　最後に、今のパブリックコメントのことが出ましたので、一応今回お示しをさせていただいて意見を聞いた中で、パブリックコメントは9月、1カ月程度求めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

これで行政常任委員会を閉じます。大変長時間の御審議、御苦労さまでした。

（午後 0時43分 閉会）